

平成26年（2014年）3月20日以降、「記載事項の訂正」が廃止され
新方式のパスポートの発給が開始されます。

平成25年12月26日
在シカゴ日本国総領事館

パスポートの身分事項に変更があったときには、原則として新たなパスポートを申請いただく必要があります。変更事項が氏名や本籍の都道府県名である場合には、現在は「記載事項の訂正」（以下、本申請に基づいてスタンプとタイプ印字により訂正がなされたパスポートを「訂正旅券」と表記しています）を行うことも可能ですが、旅券法の一部改正に伴い「記載事項の訂正」の制度が廃止され、平成26年3月20日（木曜日）からは「記載事項変更旅券」という新たな方式のパスポートの発給が開始されます。

記載事項変更旅券の発給が開始される平成26年3月20日の前日までは、引き続き記載事項の訂正を申請することも制度上は可能ですが、記載事項の訂正の申請ではなく、できるだけ新規のパスポート（10年又は5年）の申請をご検討いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記載事項変更旅券の詳細については、以下の外務省ホームページをご覧ください。当館までお問い合わせください。

なお、「記載事項変更旅券」の発行手数料は、パスポートの有効期間にかかわらず、73ドル（平成26年3月20日から3月31日まで。毎年4月1日に手数料の改定が行われます）。

外務省ホームページ：http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page3_000097.html